

秘密保全法制アセスメント

2013.9.7-8 at龍谷大学深草キャンパス
第20回全国市民オンブズマン京都大会

全国市民オンブズマン連絡会議
NPO法人 情報公開市民センター



秘密保全法制とは

● 2013年9月3日の概要版による

- ①防衛
- ②外交
- ③外国の利益を図る目的で行われる
安全脅威活動の防止
- ④テロ活動防止

以上の事項のうち特に秘匿することが
必要な情報→特定秘密指定

P-01

！ 特定秘密指定(行政機関の長)

- ア) 情報公開の対象からはずす
- イ) 取扱者を国がチェック(適正評価)
- ウ) 罰則
(漏洩、過失、未遂、共謀、教唆、
特定秘密の保有者の管理を害する行為)

国会議員も罰則対象に！

P-02

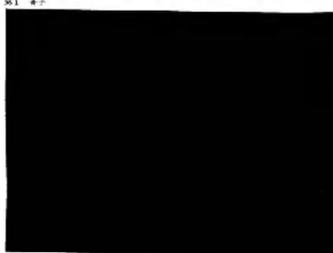
！ 法案作成経緯は非公開

- ・有識者会議(2011年1月～)
議事録作成せず。
* 立法は官僚が主導
→では・官僚が検討している法案と
・議論の中身を
情報公開請求してみよう！

P-03

開示された概要

国民感情の振興に資する伝達等(開示)の範囲(案)
この種の情報は、不正行為の発覚と関係の維持に資する情報のうち特に影響を
及ぼすもの等が秘匿として保護される。行政機関における伝達情報の開示、機
密保持の取次書と並び、関係機関の秘匿性の取次書に開示する情報、特
定秘密の開示に付する取次書は、これに準ずる。



法案・協議内容
全部非公開

！ 非公開理由

- 不当に国民の間に混乱を生じさせる
おそれ
- 担当者に対し、筋違いの批判等を招き
嫌がらせやいたづら、偽計といった圧力
や干渉等の影響のおそれ

↓
そんなおそれはない！
昨年11/21提訴→次回10/22弁論準備

P-05



これまでの政府の姿勢

- ① 反対の世論形成を警戒
→ 秘密保全法案の不開示
- ② 必要性のでっちあげ

市民オンブズマンからの反撃

- 自分たちの活動がどれだけ
悪影響を受けるかをチェック
・危険性の喚起

P-06



秘密保全法アセスメント

- 過去20年間の活動を対象に
- ① 情報公開への影響
- ② 市民オンブズ活動への影響
を評価

P-07



官官接待(1995年～)への影響

- ① 懇談の相手方情報の開示が後退
→ 自治体と国の役人との懇談が
「テロ活動防止についての意見交換」
「安全保障に関する懇談」とされる可能性
(在外公館の報償費による高級ワインの
購入が外交情報として不開示とされた例)

P-08



官官接待(1995年～)への影響

- ② 市民オンブズマンへの圧力
一斉公開請求
→ 「特定秘密の保有者の管理を
害する」
請求先ターゲットの選定
→ 情報漏洩者捜査の名目で
市民オンブズマンの資料が
押収されるリスクも

P-09



官官接待(1995年～)への影響

- ③ 地方自治体の情報公開に対する
強烈な副作用
誤って特定秘密に指定されている
情報の開示→過失の処罰
→ 迷ったら情報は非公開に
→ 特定秘密と関係ない情報も非開示に
→ 官官接待だけでなく、国との交渉や
意見交換に関する情報の全面不開示も

P-10



警察不祥事追及に対する影響

- ① 捜査報償費の情報公開請求に
対する影響
徹底的に不開示
(テロ活動防止情報)

P-11



警察不祥事追及に対する影響

- ②市民オンブズマンへの圧力
 - ・一斉公開請求
「特定秘密の保有者の管理を害する」
 - ・不祥事110番: **漏洩のそそのかし**
 - ・明るい警察を実現する全国ネットワーク:
「特定秘密の保有者の管理を害する」
又は**漏洩者に対する捜査名目での介入**

P-12



警察不祥事追及に対する影響

- ③警察監視活動に対する強烈な副作用
 - ・警察情報の不開示の徹底
 - ・市民活動を抑止
→**権力監視が弱体化**

P-13



原発情報公開に対する影響

- ①原発に関する情報公開活動に対する影響
 - ・自治体との協議の情報
 - ・大学での原発の研究情報
→**テロ活動防止情報として不開示**

P-14



原発情報公開に対する影響

- ②強烈な副作用
 - ・原発関連の情報は**テロ活動防止情報**の名目でほとんどが**不開示**。
 - ・SPEEDI情報の不開示もテロ活動防止の名目で**不開示を正当化**
→必要な時に情報が開示されない。
地方公共団体、独立行政法人の情報開示も後退

P-15



市民オンブズ活動が適性評価の対象に

- たとえば、自衛隊への物品納入の談合の調査活動が
「防衛に関する事項」となりはしないか。
情報公開を用いた住民訴訟が
「情報の取扱いに係る非違の経歴」に関する事項になる危険。

P-16



結論

- 我が国の情報公開制度全般が弱体化
=官僚の情報独占
民主主義の後退

P-17



パブコメ募集中

- 9/3から9/17まで2週間
→10月中旬開催の臨時国会
に上程予定

P-18



大会決議+国会議員に質問状

- 秘密保全法アセスとともに
早急に送付

P-19